４　［略］

５　裁判所は、法第三百十六条の三十三第一項の申出に対する決定若しくは同項の決定を取り消す決定、法第三百十六条の三十四第四項の規定による公判期日又は公判準備への出席を許さない旨の決定、同条第五項の申出に対する決定、法第三百十六条の三十六第一項、第三百十六条の三十七第一項若しくは第三百十六条の三十八第一項の申出に対する決定、法第三百十六条の三十九第一項に規定する措置を採る旨の決定若しくは同項の決定を取り消す決定又は同条第四項若しくは第五項に規定する措置を採る旨の決定をしたときは、公判期日においてこれをした場合を除き、速やかに、その旨を訴訟関係人に通知しなければならない。

第二百十八条の二　地方裁判所又は簡易裁判所においては、簡易公判手続又は即決裁判手続によつて審理をした事件の判決書には、公判調書に記載された証拠の標目を特定して引用することができる。

（調書判決）

第二百十九条　地方裁判所又は簡易裁判所においては、上訴の申立てがない場合には、判決の宣告をした公判期日に列席した裁判所書記官に、被告人の氏名、年齢、職業、住居及び本籍（判決の宣告を受けた者が法人であるときは、その名称及び事務所）、罪名、宣告した判決主文、罪となるべき事実の要旨、適用した罰条、宣告をした年月日、裁判所、裁判官の官氏名並びに公判期日に出席した検察官の官氏名を記載し、又は記録した調書（以下この条において「調書判決」という。）を作成させ、これをもつて判決書に代えることができる。ただし、判決宣告の日から十四日以内で、かつ、判決の確定前に法第四十六条の規定による請求があつたときは、この限りでない。

２　調書判決には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　調書判決を書面をもつて作成する場合　裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印すること。

二　調書判決を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判所書記官が調書判決が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該調書判決の改変を防止するために必要な措置をとり、裁判長が当該調書判決の内容を確認したことを当該調書判決上明らかにする措置をとること。

３　裁判長に差し支えがあるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、他の裁判官の一人が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　前項第一号に掲げる場合　その事由を付記して認印すること。

二　前項第二号に掲げる場合　その事由を調書判決に記録するとともに、当該調書判決の内容を確認したことを当該調書判決上明らかにする措置をとること。

４　地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判所書記官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合　その事由を付記すること。

二　第二項第二号に掲げる場合　その事由を記録すること。

５　裁判所書記官に差し支えがあるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　第二項第一号に掲げる場合　その事由を付記すること。

二　第二項第二号に掲げる場合　その事由を記録すること。

３　［同上］

４　裁判所は、法第三百十六条の三十三第一項の申出に対する決定若しくは同項の決定を取り消す決定、法第三百十六条の三十四第四項の規定による公判期日又は公判準備への出席を許さない旨の決定、法第三百十六条の三十六第一項、第三百十六条の三十七第一項若しくは第三百十六条の三十八第一項の申出に対する決定、法第三百十六条の三十九第一項に規定する措置を採る旨の決定若しくは同項の決定を取り消す決定又は同条第四項若しくは第五項に規定する措置を採る旨の決定をしたときは、公判期日においてこれをした場合を除き、速やかに、その旨を訴訟関係人に通知しなければならない。

第二百十八条の二　地方裁判所又は簡易裁判所においては、簡易公判手続又は即決裁判手続によつて審理をした事件の判決書には、公判調書に記載された証拠の標目を特定して引用することができる。

（調書判決）

第二百十九条　地方裁判所又は簡易裁判所においては、上訴の申立てがない場合には、裁判所書記官に判決主文並びに罪となるべき事実の要旨及び適用した罰条を判決の宣告をした公判期日の調書の末尾に記載させ、これをもつて判決書に代えることができる。ただし、判決宣告の日から十四日以内でかつ判決の確定前に判決書の謄本の請求があつたときは、この限りでない。

２　前項の記載については、判決をした裁判官が、裁判所書記官とともに署名押印しなければならない。

３　前項の場合には、第四十六条第三項及び第四項並びに第五十五条後段の規定を準用する。

［新設］

［新設］